

# JIS

## 7ビット及び8ビットの 2バイト情報交換用符号化漢字集合

JIS X 0208 : 1997

(2002 確認)

(2007 確認)

平成 9 年 1 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって JIS X 0208-1990 は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、規定を明確化し、あいまいさを除去して、より使いやすい規格とすることを主眼とする改正を行った。文字の追加・削除・入替えなど文字集合に対する変更及び規格票の字形の変更は、一切行っていない。

JIS X 0208 には、次に示す附属書がある。

- 附属書 1 (規定) シフト符号化表現
- 附属書 2 (規定) RFC 1468 符号化表現
- 附属書 3 (規定) 図形文字符号表
- 附属書 4 (規定) 仮名、特殊文字及びけい線素片
- 附属書 5 (規定) 文字の代替名称
- 附属書 6 (規定) 漢字の分類及び配列
- 附属書 7 (参考) 区点位置詳説
- 附属書 8 (参考) JIS X 0201 のラテン文字集合
- 附属書 9 (参考) ISO/IEC 646 国際基準版 (IRV)
- 附属書 10 (参考) JIS X 0211 の C0 及び C1 制御機能集合
- 附属書 11 (参考) 区点位置索引

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和 53.1.1 改正：平成 9.1.20

官報公示：平成 9.1.20

原案作成協力者：財団法人日本規格協会

審議部会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

7ビット及び8ビットの  
2バイト情報交換用符号化漢字集合

X 0208 : 1997

正 誤 票

a) 規格本体

- 1) 表 1 漢字の字体の包摂規準一覧 (規格票 13 ページ)  
連番 152) の次に、連番 152-1) として、次を追加する。

152-1) <sup>23-46</sup> 稽

- 2) 6.6.3.2 漢字の字体の包摂規準の詳細 e) 類形の統合 (規格票 20 ページ)  
連番 152) の次に、連番 152-1) として、次を追加する。

<sup>23-46</sup> 稽 152-1)

- 3) 6.6.3.2 漢字の字体の包摂規準の詳細 f) 筆法の簡化の違い (規格票 21 ページ)  
連番 170) の“適用除外 (規定)” を次のように改める。

誤 <sup>49-67</sup> 刃, <sup>49-89</sup> 劔, <sup>80-55</sup> 鞞  
正 <sup>48-33</sup> 刃, <sup>49-67</sup> 刃, <sup>49-89</sup> 劔, <sup>80-55</sup> 鞞

b) 附属書 4 表 2 記述記号 (規格票 45 ページ)

区点	例示字体	誤	正
1-9	?	QUOTATION MARK	QUESTION MARK

c) 附属書 6 漢字の分類及び配列

規格票ページ	区点	例示字体	誤	正
109	31-57	鞞	(字書番号) S9047	[S9047]
127	37-55	砺	(音訓) あらと	と, あらと
176	54-07	岾	(音訓) リョク	(削除)
217	67-66	竄	(字書番号) S5723 M25679	[S5723][M25679] <sub>160</sub>
217	67-83	筑	(地名出典) 栃木	群馬
241	75-86	譁	(包摂規準) 82,82	82

d) 附属書 11 部首一覧 (規格票 318 ページ)

誤		正	
199	麦 340	199	麥 340
200	麻 340	200	麻 340
			12 画
201	黄 340	201	黃 340
202	黍 340	202	黍 340
203	黒 340	203	黒 340
	12 画		

e) 附属書 11 部首・画数による索引 (規格票 340 ページ)

誤	正
199 麦	199 麥

備考1. この正誤票は、第 1 刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 情報電気標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 TEL 03-3501-1511(代表)] にご連絡ください。

2002.5 日本規格協会 発行

白  
紙

## 目 次

	ページ
1. 適用範囲 . . . . .	1
2. 引用規格 . . . . .	1
3. 適合性 . . . . .	1
3.1 適合性の記述 . . . . .	1
3.2 情報交換の適合性 . . . . .	2
3.3 装置の適合性 . . . . .	2
4. 定義 . . . . .	3
5. 表記法, 符号表及び名前 . . . . .	4
5.1 表記法 . . . . .	4
5.2 符号表 . . . . .	5
5.3 名前 . . . . .	5
6. 符号化文字集合の構成 . . . . .	6
6.1 符号化文字集合の構造 . . . . .	6
6.2 制御文字 . . . . .	7
6.3 文字 SPACE(スペース) . . . . .	7
6.4 文字 DELETE(抹消) . . . . .	7
6.5 図形文字 . . . . .	8
6.6 漢字の区点位置の解釈 . . . . .	9
7. 符号化文字集合 . . . . .	23
7.1 この規格で規定する符号を単独で用いる場合 . . . . .	23
7.2 ISO/IEC 646 の国際基準版 (IRV) と同時に用いる場合の符号 . . . . .	23
7.3 JIS X 0201 のラテン文字と同時に用いる場合の符号 . . . . .	24
8. 合成文字の取扱い . . . . .	24
9. 符号拡張法 . . . . .	25
9.1 JIS X 0202 の符号拡張法の環境での利用 . . . . .	25
9.2 指示 . . . . .	25
附属書 1(規定) シフト符号化表現 . . . . .	27
1. 適用範囲 . . . . .	27
2. 適合性 . . . . .	27
3. 表記法 . . . . .	27
4. シフト符号化文字集合 . . . . .	27
附属書 2(規定) RFC 1468 符号化表現 . . . . .	37

	ページ
1. 適用範囲 . . . . .	37
2. 適合性 . . . . .	37
3. 表記法 . . . . .	37
4. RFC 1468 符号化文字集合 . . . . .	38
附属書 3(規定) 図形文字符号表 . . . . .	43
附属書 4(規定) 仮名, 特殊文字及びけい線素片 . . . . .	45
附属書 5(規定) 文字の代替名称 . . . . .	59
附属書 6(規定) 漢字の分類及び配列 . . . . .	61
附属書 7(参考) 区点位置詳説 . . . . .	267
1. この附属書について . . . . .	267
2. 各区点位置の詳説 . . . . .	270
3. 引用文献 . . . . .	310
附属書 8(参考) JIS X 0201 のラテン文字集合 . . . . .	311
附属書 9(参考) ISO/IEC 646 国際基準版 (IRV) . . . . .	313
附属書 10(参考) JIS X 0211 の C0 及び C1 制御機能集合 . . . . .	315
附属書 11(参考) 区点位置索引 . . . . .	317
1. 区点位置の索引の凡例 . . . . .	317
2. 部首・画数による索引 . . . . .	318
3. 音・訓による索引 . . . . .	341
解説 . . . . .	375
1. 改正の趣旨 . . . . .	375
1.1 改正作業の基本方針 . . . . .	375
1.2 改正の必要性 . . . . .	375
1.3 今回の改正で文字集合自体に変更を加えない理由 . . . . .	375
2. 改正の経緯 . . . . .	375
2.1 この規格の過去の版 . . . . .	375
2.2 第1次規格 . . . . .	375
2.2.1 第1次規格の漢字の原典 . . . . .	375
2.2.2 第1次規格の図形文字集合の選定規準 . . . . .	376
2.2.3 第1次規格の非漢字 . . . . .	378
2.2.4 第1次規格の字体 . . . . .	378
2.3 第2次規格 . . . . .	378

2.4	第3次規格及び JIS X 0212 の制定	380
2.5	今回の改正	380
2.6	今回の改正の経緯	381
3.	規定項目の内容	381
3.1	規格の名称及び構成	381
3.1.1	規格名称の変更—規格の位置付けの明確化	381
3.1.2	規格名称の変更	381
3.1.3	構成の変更	381
3.2	適用範囲(本体の 1.)	381
3.2.1	関連国内規格及び関連国際規格との整合性	381
3.2.2	規定内容	382
3.2.3	規定しない項目	382
3.3	引用及び関連規格(本体の 2.)	382
3.3.1	今回追加した引用規格	382
3.3.2	今回の改正で削除した関連規格	383
3.4	適合性(本体の 3.)	383
3.4.1	すべての文字の実装の要求	383
3.4.2	空き領域の取り扱い(本体の 3.1.2)	384
3.4.3	受信装置の適合性(本体の 3.3.3)	385
3.5	用語の定義(本体の 4.)	385
3.6	表記法, 符号表及び名前(本体の 5.)	385
3.6.1	記述の構成	385
3.6.2	区点番号と 16 進表記	385
3.6.3	文字の名前(本体の 5.3)	385
3.7	符号化文字集合の構成(本体の 6.)	385
3.7.1	図形文字	385
3.7.2	図形文字の種類と用字系との対応及び図形文字の種類の変更	386
3.7.3	漢字の区点位置の解釈(本体の 6.6)	386
3.8	符号化文字集合(本体の 7.)	391
3.8.1	符号化方法の明確化	391
3.8.2	重複符号化の問題	392
3.9	合成文字(本体の 8.)	392
3.10	シフト符号化表現(附属書 1)	393
3.10.1	規格化の必要性	393
3.10.2	重複符号化の許容	393
3.10.3	今後の運用と 1 バイト仮名領域の削除の関連	393
3.11	RFC1468 符号化表現(附属書 2)	393
3.11.1	規格化の理由	393

3.12 仮名, 特殊文字及びけい線素片(附属書 4) . . . . .	394
3.12.1 非漢字の文字の分類 . . . . .	394
3.12.2 縦書き字形の追加 . . . . .	394
3.13 漢字の分類及び配列(附属書 6) . . . . .	394
3.13.1 漢字の同定情報 . . . . .	394
3.13.2 漢字の字書参照及び音訓 . . . . .	395
3.14 部首・画数及び音訓索引(附属書 11) . . . . .	398
4. 懸案事項 . . . . .	398
5. 原案委員会の構成表 . . . . .	399
6. 謝辞 . . . . .	400
参考表 各実装字形差一覧 . . . . .	401



# 7ビット及び8ビットの 2バイト情報交換用符号化漢字集合

X 0208 : 1997

## 7-bit and 8-bit double byte coded KANJI sets for information interchange

1. 適用範囲 この規格は、6879文字の図形文字とそれらのビット組合せとの対応を規定する。

備考 この規格では、平仮名、片仮名、ラテン文字などの非漢字も含めて、“漢字集合”と呼ぶ(6.5.1参照)。

参考 これらの図形文字は、日本語表記、地名、人名などで用いられる図形文字から選定した。

この規格で規定する符号化漢字集合は、この規格で規定する漢字集合だけを利用する場合、又はJIS X 0201のラテン文字用図形文字集合若しくはISO/IEC 646の国際基準版(IRV)と組み合わせて利用する場合、それぞれについての7ビット・8ビットの2バイト符号とする。また、この規格で規定する漢字集合は、JIS X 0202の符号拡張法に基づいて運用することもできる。

この漢字集合は、主として、データ処理システムと関連する装置との間及びデータ通信システム間での情報交換用とする。この漢字集合は、データ処理及び文書処理でも利用できる。

この漢字集合は、これらの用途にだけ適用するものであって、それ以外の一般の日本語の表記などについて、何らの基準を与えるものでも、制限を与えるものでもない。

この規格は、図形文字及びそのビット組合せを規定するもので、用途、個々の図形文字の具体的字形設計などは、この規格の適用範囲とはしない。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの規格は、その最新版を適用する。

JIS X 0201	7ビット及び8ビットの情報交換用符号化文字集合
JIS X 0202	情報交換用符号の拡張法
JIS X 0211	符号化文字集合用制御機能
JIS X 0221	国際符号化文字集合-第1部 体系及び基本多言語面
ISO/IEC 646	Information technology – ISO 7-bit coded character set for information interchange

### 3. 適合性

#### 3.1 適合性の記述

3.1.1 図形文字の適合性 この規格に対して適合性を主張する場合、この規格で規定する6879文字のすべてを実装し、次に規定するすべての要件を満たさなければならない。

3.1.2 空き領域 空き領域を情報交換用として用いてはならない。ただし、情報交換を行う当事者間の合意があり、次の条件を満たす場合は、この限りではない。

a) この規格が規定している図形文字を空き領域に割り当ててはならない。